

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長野市稲里一丁目5番地3
氏名 ミヤマ株式会社 代表取締役 南 克明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和4年(2022年)9月7日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)9月1日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、特定有害産業廃棄物(詳細は第2面記載のとおり。)。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

優良認定基準対応版

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年(1995年)5月22日 変更許可(廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンに限る。)、廃酸、廃アルカリ、汚泥(以上3種類はジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。)の追加。)

平成10年(1998年)9月2日 許可の更新
平成15年(2003年)9月2日 許可の更新
平成20年(2008年)9月2日 許可の更新
平成27年(2015年)9月16日 許可の更新
令和4年(2022年)9月7日 許可の更新

5. 積替え許可の有無

有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第 0 0 1 5 0 0 0 0 5 5 3 号
許可業者の名称 ミ ヤ マ 株 式 会 社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃石綿等	指定下水汚泥	銻さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	輸入された廃棄物の焼却施設において発生するばいじん	輸入された廃棄物のうちばいじん
含有等する有害物質の種類														
石綿														
アルキル水銀化合物										○	○	○		
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）										○	○	○		
カドミウム又はその化合物										○	○	○		
鉛又はその化合物										○	○	○		
有機燐化合物										○	○	○		
六価クロム化合物										○	○	○		
砒素又はその化合物										○	○	○		
シアン化合物										○	○	○		
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン										○	○	○		
テトラクロロエチレン										○	○	○		
ジクロロメタン										○	○	○		
四塩化炭素										○	○	○		
1,2-ジクロロエタン										○	○	○		
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○		
シス-1,2ジクロロエチレン										○	○	○		
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○		
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○		
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○		
チウラム											○	○		
シマジン											○	○		
チオベンカルブ											○	○		
ベンゼン										○	○	○		
セレン又はその化合物										○	○	○		
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														
(有害物質の指定なし)														

以下余白。